

議案第 84 号

幸手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

幸手市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「7. 3 パーセントの割合は」を「年 7. 3 パーセントの割合は」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。